

自ら評価とは

リスク管理機関（農林水産省、厚生労働省等）からの諮問により行う食品健康影響評価ではなく、食品安全委員会が評価対象を自ら選定して行う食品健康影響評価です。

■「自ら評価」案件の決定までのフロー

意見交換会や公募で寄せられた案件候補

専門調査会委員、食品安全モニター等からの意見や情報 等

